

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																																																																											
			<p>障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、事業者に対する運営費の支払が約3か月遅れることとなり、事業者の資金繰りが苦しくなることから、最初の運営費（自立支援給付）が支払われるまでの間のつなぎ資金（経営資金）について特例貸付を行うこととし、その周知等必要な準備を行った。 <p>（添付資料：9）</p> <p>【医療貸付事業の実績】 #27</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>（金額：百万円）</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院</th> <th>診療所</th> <th>介護老人保健施設</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査件数</td> <td>86</td> <td>164</td> <td>76</td> <td>3</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>(26.1)</td> <td>(49.9)</td> <td>(23.1)</td> <td>(0.9)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>審査審査額</td> <td>81,532</td> <td>9,460</td> <td>44,389</td> <td>1,057</td> <td>136,438</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>(59.8)</td> <td>(6.9)</td> <td>(32.5)</td> <td>(0.8)</td> <td>(100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※件数とは施設件数である。</p> <p>【医療貸付に係る政策適合性】 #28</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 ○ 平成17年度の病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> </tr> <tr> <th>新築資金 件数</th> <th>病床数</th> <th>甲種増改築資金 件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院 構成割合</td> <td>6件 7.0件</td> <td>1,028 6.0%</td> <td>49件 57.0%</td> <td>10,359 60.8%</td> </tr> <tr> <td>診療所 構成割合</td> <td>129件 78.7%</td> <td>207 57.3%</td> <td>28件 17.1%</td> <td>145 40.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>135件</td> <td>1,235件</td> <td>77件</td> <td>10,504件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">病院病床・診療所不足地域</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>乙種増改築資金 件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院 構成割合</td> <td>31件 36.0%</td> <td>5,651件 33.2%</td> <td>86件 100.0%</td> <td>17,038 100.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所 構成割合</td> <td>7件 4.2%</td> <td>9 2.5%</td> <td>164件 100.0%</td> <td>361 100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38件</td> <td>5,660</td> <td>250件</td> <td>17,399</td> </tr> </tbody> </table>	区分	病院	診療所	介護老人保健施設	その他	計	審査件数	86	164	76	3	329	(構成割合)%	(26.1)	(49.9)	(23.1)	(0.9)	(100.0)	審査審査額	81,532	9,460	44,389	1,057	136,438	(構成割合)%	(59.8)	(6.9)	(32.5)	(0.8)	(100.0)	施設の種類	病院病床・診療所不足地域				新築資金 件数	病床数	甲種増改築資金 件数	病床数	病院 構成割合	6件 7.0件	1,028 6.0%	49件 57.0%	10,359 60.8%	診療所 構成割合	129件 78.7%	207 57.3%	28件 17.1%	145 40.2%	計	135件	1,235件	77件	10,504件	施設の種類	病院病床・診療所不足地域		計	乙種増改築資金 件数	病床数	病院 構成割合	31件 36.0%	5,651件 33.2%	86件 100.0%	17,038 100.0%	診療所 構成割合	7件 4.2%	9 2.5%	164件 100.0%	361 100.0%	計	38件	5,660	250件	17,399
区分	病院	診療所	介護老人保健施設	その他	計																																																																									
審査件数	86	164	76	3	329																																																																									
(構成割合)%	(26.1)	(49.9)	(23.1)	(0.9)	(100.0)																																																																									
審査審査額	81,532	9,460	44,389	1,057	136,438																																																																									
(構成割合)%	(59.8)	(6.9)	(32.5)	(0.8)	(100.0)																																																																									
施設の種類	病院病床・診療所不足地域																																																																													
	新築資金 件数	病床数	甲種増改築資金 件数	病床数																																																																										
病院 構成割合	6件 7.0件	1,028 6.0%	49件 57.0%	10,359 60.8%																																																																										
診療所 構成割合	129件 78.7%	207 57.3%	28件 17.1%	145 40.2%																																																																										
計	135件	1,235件	77件	10,504件																																																																										
施設の種類	病院病床・診療所不足地域		計																																																																											
	乙種増改築資金 件数	病床数																																																																												
病院 構成割合	31件 36.0%	5,651件 33.2%	86件 100.0%	17,038 100.0%																																																																										
診療所 構成割合	7件 4.2%	9 2.5%	164件 100.0%	361 100.0%																																																																										
計	38件	5,660	250件	17,399																																																																										

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績																												
			<p>中小規模病院に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率(90%)を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。 ○ 平成17年度の病床規模別の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査件数(平成17年度総数)</th> <th>20床未満の病院の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86件</td> <td>47件</td> <td>54.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>臨床研修病院及び近代化整備事業に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の医療政策に即し、臨床研修病院の整備及び老朽病院の円滑な建替えを推進するため、これらの施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率(90%)を適用し、整備の支援を行った。なお、病床充足地域における近代化整備事業は、病床の削減を伴う老朽病院の建替えであり、機構融資においては融資率の特例に加えて、金利においても特例措置(優遇金利の適用)を講じている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査件数(平成17年度総数)</th> <th>臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86件</td> <td>20件</td> <td>23.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療の機能分化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、平成17年度においては、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院等の整備促進に努めた。平成17年度の特定病院等の審査件数103件のうち重複項目を除くと71件であり、全病院の審査件数86件に対し、82.6%を占めている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院の種類</th> <th>平成17年度 貸付審査の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療支援病院</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医育機関附属病院(大学病院)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>臨床研修病院</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>200床以上の精神(指定)病院</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の医師会立開放型病院</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の特殊機能を有する病院</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>療養病床を有する病院</td> <td>50件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※該当項目重複の場合有り。</p>	審査件数(平成17年度総数)	20床未満の病院の審査件数	割合	86件	47件	54.7%	審査件数(平成17年度総数)	臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数	割合	86件	20件	23.3%	病院の種類	平成17年度 貸付審査の実績	地域医療支援病院	—	医育機関附属病院(大学病院)	—	臨床研修病院	15件	200床以上の精神(指定)病院	12件	100床以上の医師会立開放型病院	1件	100床以上の特殊機能を有する病院	25件	療養病床を有する病院	50件
審査件数(平成17年度総数)	20床未満の病院の審査件数	割合																													
86件	47件	54.7%																													
審査件数(平成17年度総数)	臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数	割合																													
86件	20件	23.3%																													
病院の種類	平成17年度 貸付審査の実績																														
地域医療支援病院	—																														
医育機関附属病院(大学病院)	—																														
臨床研修病院	15件																														
200床以上の精神(指定)病院	12件																														
100床以上の医師会立開放型病院	1件																														
100床以上の特殊機能を有する病院	25件																														
療養病床を有する病院	50件																														
			<p>- 24 -</p>																												

- 機構の増改築資金の融資により、一般病床の回復期リハビリテーション病棟や緩和ケア病棟等への機能分化及び精神病床の精神療養病床や老人性認知症疾患治療病棟等への機能分化等が推進された。

一般病床の増改築	既存病床 (A)		計画後病床 (B)		増減 (B) - (A)	
	病床数	割合%	病床数	割合%	病床数	割合%
一般病床	5,560	96.4	5,081	92.9	△479	△8.6
亜急性期病床	10	0.2	10	0.2	0	0.0
回復期リハビリテーション病棟	176	3.0	309	5.7	133	75.6
緩和ケア病棟	24	0.4	68	1.2	44	183.3
合計	5,770	100.0	5,468	100.0	△302	△5.2

精神病床の増改築	既存病床 (A)		計画後病床 (B)		増減 (B) - (A)	
	病床数	割合%	病床数	割合%	病床数	割合%
精神一般病床	4,937	79.8	3,200	52.1	△1,737	△35.2
精神療養病床	668	10.8	1,467	23.9	799	119.6
老人性認知症疾患治療病棟	196	3.2	579	9.4	383	195.4
老人性認知症疾患療養病棟	230	3.7	278	4.5	48	20.9
精神科急性期治療病棟	153	2.5	515	8.4	362	236.6
精神科救急病棟	0	0.0	108	1.7	108	皆増
合計	6,184	100.0	6,147	100.0	△37	△0.6

療養病床の増改築	既存病床 (A)		計画後病床 (B)		増減 (B) - (A)	
	病床数	割合%	病床数	割合%	病床数	割合%
療養病床	2,625	94.0	3,564	82.7	939	35.8
回復期リハビリテーション病棟	70	2.5	581	13.5	511	730.0
特殊疾患療養病床	98	3.5	166	3.8	68	69.4
合計	2,793	100.0	4,311	100.0	1,518	54.4
一般病床から療養病床へ転換(再掲)			609	14.1	609	皆増

- アスベスト対策に係る融資条件の特例
- 平成17年度補正予算において、病院等におけるアスベスト対策に係る整備事業に対する機構融資について特例措置（融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ）が講じられた。
 - 平成18年2月3日の補正予算成立に伴い、厚生労働省と調整の上、各都道府県及び受託金融機関に対し通知し、病院等からの融資相談等に対応できる体制を整備した。

〈添付資料：8〉

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不斷に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。</p>	<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。 こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p>	<p>【融資条件の見直し】#29</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等整理合理化計画に伴う措置として、病院等融資について、政策融資としての機能を点検し、平成17年度においては、以下のとおり医療貸付の融資条件の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 介護老人保健施設の融資率の引下げ及び貸付利率の見直し b 「調剤専門薬局」及び「主として調剤を行う薬局」に対する融資率の引下げ c 医療従事者養成施設に対する融資率の引下げ d 断層撮影装置（CT含む）を融資額の特例の対象から除外 e 社会福祉法人のみに認められていた施設の機能の充実を図るために機械購入資金を融資対象から除外 f 社会福祉法人のみに認められていた病床の増床、入所定員の増員等に伴い必要となる長期運転資金を融資対象から除外 g マンモグラフィ（乳房断層撮影装置）の特例貸付の創設 h アスベスト除去等の工事に係る特例貸付の創設 ○ また、福祉貸付においても、平成17年度において、以下のとおり見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 元金償還据置期間（2年以内）の導入に伴い、原則として無利子期間（2年以内）を廃止 b 介護関連施設及び養成施設の融資率の引下げ及び貸付利率の見直し c 一般有料老人ホームを融資対象から除外 d アスベスト対策事業に係る整備事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ e 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付 f 老朽整備等貸付金償還一部免除制度の廃止 <p>【利差益の確保】#30</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達の金利差0.086%、利差額198百万円を確保することができた。

〈添付資料：10〉

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。	ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。 なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。	ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。 医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、平成17年度上期に実施する利用者に対する定期調査の結果を用いて中長期の需要動向の事前予測に努める。	【福祉貸付の需要動向予測】 #31 ○ 国の政策と密接に連携した融資を実施するため、都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行った。機構においては、この調査結果を踏まえ、限られた事業枠の中でより政策優先度の高い事業を着実に支援するため、地方公共団体の交付金等が採択された事業を優先する取扱いとした。 【医療貸付の需要動向予測】 #32 ○ 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、平成17年3月に民間病院に対し、「病院の施設整備動向調査（アンケート調査）」の調査票を郵送し、平成17年5月に回収した。この調査結果については、平成17年度以降の予算の円滑な執行及び平成18年度予算の要求に活用した。
エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。	エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。	エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。 また、平成16年度に構築した福祉貸付における協調融資制度について、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに、制度の適切な運用に努める。	【協調融資制度の覚書締結金融機関の拡大】 #33 ○ 平成17年度に審査した協調融資制度の対象となる社会福祉法人が整備する介護保険対象施設315件のうち、186件（59.0%）が同制度を利用した。 ○ また、協調融資制度における覚書締結金融機関は、平成16年度末の72機関から、平成17年度末で177機関に拡大した。 (添付資料：11)

評価の視点

- ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランや医療制度改革など、福祉及び医療の政策目標に沿った融資実績となっているか。
- 国の要請等を受けて、政策融資として災害、民間金融機関の貸し渡り等への緊急措置に臨機応変に対応できたか。

自己評定 A

(理由及び特記事項)

評価項目4

【福祉貸付事業の実績と政策適合性】 #25.26

- 平成17年度の福祉貸付事業において、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については新障害者プランに基づく施設整備等の補助金が交付された施設整備等に対する融資件数が機構全体の融資件数の99.2%を占め、国及び地方公共団体の政策に即した施設整備を支援することができた。

施設の種類	貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)	うち交付金等の補助金 が交付された施設整備
老人福祉関係施設	330件	329件
児童福祉関係施設	231件	229件
障害者福祉関係施設	175件	173件
その他の	8件	7件
計	744件	738件

- 平成17年度補正予算に基づくアスベスト対策事業に係る融資条件の緩和及び障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金（経営資金）の特例融資の実施について、厚生労働省と調整を行い、迅速な対応を行うことができた。

【医療貸付事業の実績と政策適合性】 #27.28

- 機構は、良質で効率的な医療提供を目指して施設整備を計画している医療機関の中で政策優先度の高い施設整備や資金調達が難しい施設整備に対して、融資条件を優遇し、国等の政策に即した施設整備を支援している。平成17年度の医療貸付事業において貸付審査した86件のうち、85件は、病床不足地域における病院の整備、200床未満の中小規模病院の整備又は特定病院の整備のいずれかに該当しており、政策性の高い融資を実施することができた。

区分	病床不足地域		病床充足地域	
	整備内容	件数	整備内容	件数
200床以上	特定病院	22	特定病院	13
	（うち近代化整備事業）	(3)	（うち近代化整備事業）	(3)
	その他	3	その他	1
	（うち近代化整備事業）	(1)	計	14
200床未満	計	25		
	整備内容	件数	整備内容	件数
	特定病院	23	特定病院	13
	（うち近代化整備事業）	(1)	（うち近代化整備事業）	(1)
	その他	7	その他	4
	（うち近代化整備事業）	(1)	計	17
	計	30		

評定 A

- 政策適合性、融資条件等の見直し、新規契約分の利差益確保、協調融資の運用のそれぞれに関して、当事者である機構の説明は合理的であると考える。
- 福祉政策及び医療政策と連動した貸付を行っている。アスベスト対策等緊急措置にも臨機応変に対応している。以上より、目標を十分に上回っているとみられる。
- 平成17年度計画及び評価の視点で求められている水準以上の業務が行われている。
- 政策の変化に沿って適切に対応している。
- 民間資金の積極的活用を評価する。
- 評価が難しい事業である。中期目標に数値目標がある訳ではないので、実施が迅速で妥当であるかを判断基準とした。
- 医療貸付審査については、件数が減少しているため、今後も減少傾向が続くようであれば、人の配置を再考してもよいのではないか。また、経営に関する適切な指導を行うことによって、貸付の推進を図るような計画を期待する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は医療の機能分化を推進しており、平成17年度に機構が貸付審査を実施した病院の増改築に係る融資において、一般病床から療養病床に609床の転換が行われ、また、一般病床及び精神病床の中においても、特殊機能病床等への転換が進められた。 ○ 平成17年度補正予算に基づくアスベスト対策に係る特例融資の実施について、厚生労働省と調整を行い、迅速な対応を行うことができた。 ○ 平成17年度に介護老人保健施設について地方公共団体が交付金事業として採択した事業48件のうち、32件（66.7%）について、機構は融資の決定（審査終了）をし、地方公共団体の介護基盤整備の政策を支援できた。 また、補助金等が厳しくなる中で、平成17年度においては、交付金対象外の44施設について都道府県等の意見を聽いた上で機構融資の決定（審査終了）をし、都道府県の介護保険事業支援計画の推進に貢献した。 <p>【融資メニュー及び金利体系の見直し】#29</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、融資対象事業、融資条件等を政策上真に必要なものにしていくとの観点から、平成17年度においては、政策上特別に優遇していた一部の貸付条件等を標準的な水準にする、民間資金を活用しやすい事業の融資率を引き下げる、アスベスト除去等の工事に係る特例融資を創設するなど、国の政策要請等を踏まえ、適切な見直しを行うことができた。 ○ 金利体系については、平成17年度において、介護関連施設の整備に係る金利を「財政融資資金借入金利と同率」から「財政融資資金借入金利+0.1%」へ引き上げるとともに、福祉貸付における無利子期間の廃止を行った。これにより、将来にわたり利子補給金の抑制を行うことができた。 <p>【新規契約分の利差益の確保】#30</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の福祉医療貸付事業における新規契約分の利差益については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と調達金利の金利差0.086%を確保することができた。 	
--	---	--

- 福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を適切に把握し、重点分野に対する貸付が優先されているか。

- 医療貸付については、整備計画、資金需要等に関するアンケート調査を実施し、中長期需要動向の予測に反映させているか。

- 民間金融機関との協調融資のあり方等についてどのような検討が行われ、民間資金の一層の活用を促す方向で適切な改善策が実施されたか。

【福祉貸付の需要動向予測】 #31

- 平成17年度に社会福祉施設整備に対する補助金の交付金化などの制度改革が行われることを踏まえ、平成17年3月に都道府県等地方公共団体に対して機構融資についての需要調査を行った。この調査結果をもとに、平成17年度の融資方針を策定し、地方公共団体から交付金等が交付された施設整備事業に対して円滑な融資を行うことができた。

【医療貸付の需要動向予測】 #32

- 医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、「病院の施設整備動向調査（アンケート調査）」を実施（平成17年3月に調査票を郵送し、5月に回収）し、平成17年度の円滑な予算執行及び平成18年度予算の要求に活用することができた。

【協調融資制度の効果的な運用】 #33

- 平成17年度に貸付審査した協調融資制度の対象となる融資案件315件のうち186件（59.0%）が同制度を利用したほか、覚書締結金融機関も平成16年度末の72機関から平成17年度末には177機関に拡大し、協調融資制度の効果的な運用を行うことができた。

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績									
第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項 1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する事項 ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。	第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ア 繼続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。	<p>【審査業務の迅速化】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に引き続き、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底、融資相談体制の強化（医療貸付）等の取組を行い、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。また、医療貸付においては審査内容の充実を図るため、新たな分析評価手法を構築するための検討を行い、審査評価表を作成し、試行した。 <p>《借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度</th> <th>中期計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td> <td>56日</td> <td>79日</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>41日</td> <td>50日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)特殊異例な案件を除いた平均所要期間</p>	区分	平成17年度	中期計画期間	福祉貸付	56日	79日	医療貸付	41日	50日
区分	平成17年度	中期計画期間										
福祉貸付	56日	79日										
医療貸付	41日	50日										
イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。	イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。	イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。	<p>【資金交付業務の迅速化】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に引き続き、契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務の効率化に取り組んだほか、「福祉貸付契約マニュアル」を作成し、事務処理の効率化を図ったことにより、資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。 <p>a 福祉貸付 平成17年度に資金交付した1,859件全てについて20営業日以内に資金交付</p> <p>b 医療貸付 平成17年度に資金交付した905件全てについて20営業日以内に資金交付</p>									
ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。	ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。	ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更に当たっては、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。	<p>【借入申込書等の見直し】 #36</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、様式及び添付書類について施設整備に対する補助金の交付金化に伴う改正に合わせて、利用者負担軽減の観点からも全般的な見直しを実施した。 また、「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」について、過去に照会のあった事項を参考に、記載例及び回答集を掲載し、分かりやすく利便性の高い内容とした。 ○ 医療貸付においては、平成17年度において、医療貸付資金単独の申込書の作成、複数書類の一本化等を行い、借入申込書類の簡素合理化を行った。 									

中期目標	中期計画	17年度計画	17年度の業務の実績
<p>エ 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。</p>	<p>エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。 また、福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施することとし、交付金対象事業に係る融資の取扱いについても周知を図る。</p>	<p>【受託金融機関等に対する業務指導】 #37 ○ 医療貸付においては、受託金融機関の相談窓口における利用者サービスの向上を図るため、平成17年度において、以下のとおり、受託金融機関業務研修会議を開催し、受託金融機関に対する業務指導を行った。 a 第1回受託金融機関業務研修会議 平成17年5月10日に東京で開催し、受託金融機関96機関が参加 b 第2回受託金融機関業務研修会議 平成17年5月12日に大阪で開催し、受託金融機関77機関が参加 また、参加した受託金融機関に対し、研修会議の内容及び代理貸付業務に関するアンケート調査（回収率92.4%）を行い、今後の業務改善の検討事項の把握に努めた。</p> <p>○ 福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成17年7月に開催し、平成17年度事業計画及び融資方針等について説明し、管轄する社会福祉法人等に対する周知、指導等を依頼した。</p> <p>【医療貸付の融資相談会の開催等】 #38 ○ 申込み前の利用者サービスの向上を図るため、相談窓口の体制整備の一環として、平成17年度後半及び平成18年度に医療関係施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした個別融資相談会を以下のとおり全国を7ブロックに分けて、計15回開催した。 a 平成17年8、9月期間催分（前期分） 全国7ブロックで開催し、76件の融資相談を行った。 b 平成18年2月期間催分（後期分） 全国7ブロックで開催し、72件の融資相談を行った。</p> <p>○ 機構の融資事業についての理解を深めるため、融資条件等を簡潔に表記したリーフレットを作成し、関係団体等に配布した。</p> <p>【福祉貸付利用者に対するアンケート調査】 #39 ○ 顧客満足度の向上と効率的な業務運営に資するため、平成17年7月から福祉貸付の利用者に対する顧客満足度に関するアンケート調査を実施し、業務改善の取組に活用した。</p>

〈添付資料：12〉

評価の視点	自己評定 (理由及び特記事項)	評定 評価項目 5
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等がどのように実施されたか。 ○ 審査期間に関する適切な業務管理に基づき審査業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、特殊異例な案件については、その事情を考慮し評価対象から除外する。 ○ 資金交付期間に関する適切な業務管理に基づき資金交付業務の迅速化が進められ、中期目標が達成されたか。 なお、請求内容の不備が著しいもの等については、評価対象から除外する。 ○ 借入申込書等について、以前と比較して、どの程度簡素合理化が図られているか。 ○ 受託金融機関への業務指導が強化されたか。 ○ 相談窓口体制が充実されたか。 ○ その他、契約前の利用者サービスの向上のために何か改善が図られたか。 	<p>A</p> <p>【審査業務の迅速化】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度においては、福祉貸付及び医療貸付とともに審査件数が減少したという要因はあったが、平成16年度に引き続き、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等に努めた結果、借入申込み受理から内定通知までの平均所要期間について、福祉貸付で56日（平成16年度90日）と前年度より短縮でき、医療貸付については41日（平成16年度39日）とほぼ前年並みであった。なお、福祉貸付及び医療貸付とともに、中期目標を大幅に上回る実績となっている。また、医療貸付においては審査内容の充実を図るために、新たな分析評価手法を構築するための検討を行い、審査評価表を作成し、試行した。 <p>【資金交付業務の迅速化】 #35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度に引き続き契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化に取り組んだことにより、福祉貸付及び医療貸付とともに、資金交付を行ったすべての案件について20営業日を超えたものではなく、中期目標を十分に達成できた。 <p>【借入申込書等の見直し】 #36</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、利用者負担軽減の観点から、様式及び添付書類の全般的見直しを行うとともに、「福祉貸付資金借入申込書類の作成要領」を分かりやすく利便性の高い内容に改正した。 ○ 医療貸付については、医療貸付資金単独の申込書の作成、複数書類の一体化等を行い、借入申込書類の簡素合理化を行った。 <p>【受託金融機関等に対する業務指導】 #37</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉貸付においては、平成17年度の機構融資方針等の周知等を図ったことにより、施設整備に対する補助金が交付金へと制度変更された中で、円滑に融資を行うことができた。各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成17年7月に開催した。 ○ 医療貸付においては、平成17年5月に東京及び大阪において代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務指導研修会議」を開催した。当研修会議に参加した金融機関に対し、開催時期、説明の分かりやすさ等についてアンケート調査（回答121機関、回答率92.4%）を実施したところ、「非常に満足・満足」と回答したのが37機関（30.6%）、「やや不満足・不満足」と回答したのは3機関（2.5%）で、受託金融機関から概ねよい評価を得ることができた。なお、今回のアンケートにより受託金融機関から寄せられた意見等については、平成18年度の研修会議の開催に反映させた。 <p>【相談窓口体制整備の一環としての融資相談会の開催】 #38</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療貸付の融資相談会については、平成17年度に計15回開催し、平成16年度と比較して新たに福島県で開催するなど、その充実に努めた。 ○ この結果、医療制度改革を前に施設整備需要が低迷している中で、148件の相談があり、当相談会は相談者の利便の向上と相談業務の集中的実施による機関業務の効率化に大きく貢献した。 	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人員と業務量との関係や、審査案件の複雑化も含め、業務全般の迅速化が達成されたことは、重要であると考える。また、公的資金貸付者である機関が、利用者へのサービスの向上を積極的に考えることは、たいへん重要であり評価できる。 ○ 審査業務の迅速化について、中期目標を上回ったことを評価する。 ○ 関連する各項目ともに十分な成果が得られている。 ○ 目標達成の要因として、資金借入申込書類の様式の見直しなどの努力が認められる。 ○ 審査期間は、福祉貸付では短縮されたが、医療貸付では前年並みであった。しかし、資金交付業務では、迅速化目標を達成しており、また、説明会や相談会を実施しているため、目標に合致した実績と判断される。